

改正

平成19年 4 月 27日 告示第29号

平成23年 9 月 30日 告示第116号

平成30年 3 月 12日 告示第36号

平成31年 2 月 25日 告示第19号

令和 2 年 2 月 26日 告示第23号

会津美里町地域公共交通会議設置要綱

(設置)

第 1 条 道路運送法（昭和26年法律第183号）及び地域公共交通の活性化及び再生に関する法律（平成19年法律第59号。以下「活性化・再生法」という。）の規定に基づき、地域における需要に応じた住民の生活に必要なバス等の旅客輸送の確保その他旅客の利便の増進を図り、地域の実情に即した輸送サービスの実現に必要な事項を協議するため、会津美里町地域公共交通会議（以下「交通会議」という。）を設置する。

(協議事項)

第 2 条 交通会議は、次に掲げる事項を協議するものとする。

- (1) 活性化・再生法第5条第1項の規定に基づく、地域公共交通網形成計画及び同法第27条の2第1項の規定に基づく地域公共交通再編実施計画（以下「法定計画」という。）の策定及び変更に関する事項
- (2) 法定計画に位置付けられた事業の実施に関する事項
- (3) 地域の実情に応じた適切な乗合旅客輸送の態様及び運賃・料金等に関する事項
- (4) 市町村運営有償輸送の必要性及び旅客から収受する対価に関する事項
- (5) 交通会議の運営方法その他交通会議が必要と認める事項

(交通会議の構成員)

第 3 条 交通会議の委員（以下「委員」という。）は、次に掲げる者をもって構成する。

- (1) 一般乗合旅客自動車運送事業者の代表
- (2) 一般貸切（乗用）旅客自動車運送事業者の代表

- (3) 一般旅客自動車運送事業者の組織する団体の代表
 - (4) 住民又は利用者の代表
 - (5) 国土交通省東北運輸局福島運輸支局長が指名する者
 - (6) 一般旅客自動車運送事業者の事業用自動車の運転者が組織する団体の代表
 - (7) 福島県会津地方振興局長が指名する者
 - (8) 福島県会津若松建設事務所長が指名する者
 - (9) 福島県会津若松警察署長が指名する者
 - (10) 会津美里町商工会長が指名する者
 - (11) 会津美里町副町長
 - (12) 学識経験者その他の交通会議の運営に関し必要と認められる者
- (任期)

第4条 委員の任期は、2年とし、再任を妨げない。

2 補欠による委員の任期は、前任者の残任期間とする。

(会長及び副会長)

第5条 交通会議に会長及び副会長1人を置き、委員の互選により定める。

2 会長は、会務を総理し、交通会議を代表する。

3 副会長は、会長を補佐、会長に事故があるときは、その職務を代理する。

(会議)

第6条 交通会議の会議（以下「会議」という。）は、会長が招集する。ただし、任期中最初の会議は町長が招集する。

2 会議は、委員の半数以上の者が出席しなければ、開くことができない。

3 会議の議長は、会長が務めるものとする。

4 会議の議決方法は、出席委員の過半数でこれを決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

5 会議は原則として公開とする。ただし、開催日時、場所、議題、協議の概要及び合意事項等を記載した議事概要の公開をもってこれに代えることができるものとする。

(関係者等の出席)

第7条 会長は、必要があると認めたときは、委員以外の者を会議に出席させ、説明又は

意見を聴くことができる。

（報償）

第 8 条 第 3 条第 1 号から第 4 号、第 6 号、第 10 号及び第 12 号に掲げる委員若しくはその代理人が会議に出席した場合、報償金を支払うものとする。

（協議結果の取扱い）

第 9 条 交通会議において協議が調った事項について、関係者はその結果を尊重し、当該事項の誠実な実施に努めるものとする。

（庶務）

第 10 条 交通会議の庶務は、政策財政課において処理する。

（その他）

第 11 条 この要綱に定めるもののほか、交通会議の運営に関し必要な事項は、会長が交通会議に諮って定める。

附 則

この要綱は、平成 19 年 4 月 1 日から施行する。

附 則（平成 19 年 4 月 27 日 告示 第 29 号）

この要綱は、平成 19 年 5 月 1 日から施行する。

附 則（平成 23 年 9 月 30 日 告示 第 116 号）

この要綱は、平成 23 年 10 月 1 日から施行する。

附 則（平成 30 年 3 月 12 日 告示 第 36 号）

この要綱は、平成 30 年 4 月 1 日から施行する。

附 則（平成 31 年 2 月 25 日 告示 第 19 号）

この要綱は、平成 31 年 4 月 1 日から施行する。

附 則（令和 2 年 2 月 26 日 告示 第 23 号）

この要綱は、令和 2 年 4 月 1 日から施行する。